

特別活動における法教育の取組

1 序論

学校教育現場では「人の支配」が横行している。校則のように成文化されたものだけでなく、教員の思いつきによるルールが数多く存在し、その意義を十分に理解させることなく生徒に守らせようとする光景が多々見受けられる。当然、押しつけられただけのルールに対して生徒側は反発して守らなくなり、結果的に規範意識を十分に育むことができていない。本稿ではこのような課題を克服する手法の一つとして特別活動による法教育の取組を掲げ、この実践的な活動を通した法教育普及の方策について論じていく。

2 なぜ特別活動なのか

(1)全教職員が関わる特別活動

特別活動はどの学校でも必ず全教職員が関わる領域である。現在進められている法教育は主に社会科教員に限られた実践にとどまるものが多いと言わざるを得ない現状があり、これが普及を阻む一因と考えられる。言い換れば、社会科教員の間では高等学校のみならず中学校においても模擬裁判など法教育の実践が進んできたといえるが、社会科以外の教職員が法教育の存在を知っていることはまずない。本格的な法教育の推進を図るために一部の教職員だけが知りうるような状態ではなく、校長・教頭などの管理職をはじめ、教育課程に関わる教務主任、学習指導の工夫改善に関わる研究主任など、より多くの教職員が関わる形で実践を進めていく必要がある。そういう意味でも、全教職員が関わりながら進められている特別活動で法教育を普及することができれば、その効果は極めて大きいと言える。

(2)特別活動と法教育の関係

中学校学習指導要領（本稿では以下すべて平成 24 年度完全実施の中学校「新学習指導要領」を指すものとする）では特別活動の内容として「自分たちできまりをつくって守る活動」を挙げており、この活動は法教育の趣旨と合致する。社会科の公民の授業で法や司法についてどれだけ学習して知識を積み重ねても、自分の生活の中で体得できるものがなければ画餅に帰すのみだろう。しかし、学んだことを学校という「ミニ社会」の中で主体的に活か

す機会があれば社会科で学習した基礎的知識や理論に加えて、生徒たちは思考力・判断力・表現力をも高めることができるようになる。つまり、社会科の授業内におけるヴァーチャルなルールづくりに加えて、特別活動の中では自分の所属する学校内のリアルなルールづくりを行うことが可能なのである。学校生活の現状を踏まえてルールづくりのための議論を行えば、自分の意見と異なる意見も当然出てくる。社会科のレポートならば、もっともな意見を書いておけばいい成績がもらえて一件落着かもしれないが、自分が所属している学校という「ミニ社会」の中で実際に起こっている現実から逃れることもできないし、安易な妥協もできない。そのような状態におかれながらも、自分の意見を主張するだけでなく相手の意見にも耳を傾け、最終的な結論を出していくという実践が特別活動ならば可能なのであり、また学習指導要領においても求められていることなのである。

3 特別活動における法教育の具体的実践

(1)どのようなルールづくりをするか

ルールづくりといっても学校のルールすべてを生徒だけに決めさせるわけではない。中学校や高等学校には生徒指導部を中心となって設けられている校則があり、学習環境を維持するために必要なものも少なくない。この学校運営上の核となる校則を安易に変えることはできないが、学校教育活動におけるルールは校則以外にも意外とたくさん存在しており、本稿ではこの部分に注目していく。特別活動は大きく学級活動・生徒会活動・学校行事に分けることができるので、それぞれの分野における主なルールをみていくと以下のような例が挙げられる。学級活動では“席替えのルール”や“始業時における着席のルール”、生徒会活動では“図書の貸し出しルール”“昼休みのボール貸し出しルール”、学校行事では修学旅行や体育大会・文化祭運営上のルールなどである。これらのルールは校則を踏まえた上ならば教員指導の下で、ある程度生徒たちに決めさせることができるものであり、法教育の実践にふさわしい「教材」となる。以下にその具体的な実践例を示すことにする。

(2)修学旅行を通したルールづくりの実践

修学旅行は生徒による自主的、実践的な活動が求められる学校行事の一つである。教員による「押しつけ」のルールではなく、生徒会活動や学級・学年

リーダーによる自発的かつ自治的なルールづくりをすることで、法やルールの基本となる考え方を学ぶことができる絶好の場ともなりうる。学習指導要領の解説にも中学生という発達段階を考えた場合、生徒会活動において「規範意識の社会的意義を十分に理解し、主体的に集団のルールをつくり、守ることが求められる」「学級や学校でのよりよい生活のために生徒自らが自分たちの話合い活動により適切なきまりをつくりそれを守る活動は、まさしく自発的、自治的な活動であり、自分たちで決定したことについて責任を果たす活動に他ならない」とあり、法教育の実践にふさわしい活動といえる。

過去の修学旅行の取組（中学2年生）ではいずれの場合もまず、生徒実行委員会を立ち上げることからスタートする。このメンバーは各学級のリーダーに相当する生徒で構成されており、当然各学級の承認を受けた上で実行委員としての活動を行うことになる。活動の第一に実行委員は学年担当教員から修学旅行実施要項を受け取り、その説明を受ける。実施要項には教員側でわざと最低限の持ち物しか書いていないため、通常ならばどこの学校でも持っているはずの菓子類や小遣い等についてはあえて明記されていない。そこで実行委員は各学級でアンケートを実施して修学旅行の際に特別に持っていきたい持ち物と、その理由について用紙に書かせて回収する。集約すると小遣いや菓子類はもちろん、携帯型音楽プレーヤーから小型ゲーム機に携帯電話などさまざまな意見が出てくるのだが、教員はどのような意見が出てきても口をはさまない。この結果を受けて実行委員では、新たに出てきた持ち物について「修学旅行の持ち物としての妥当性」についての検討を行う。実行委員のメンバーは修学旅行の目的と照らし合わせながら自分たちで考えて議論し、携帯型音楽プレーヤー、小型ゲーム機、携帯電話だけでなく、小説などの本に関しても“個々の世界に入ってしまい仲間との交流を妨げるため目的外”として却下、菓子類や小遣い、ドライヤー、日焼止、みんなができるカードゲームなどは妥当性があるとして持ち物に加えた。

さらに、実行委員は新たに加えられた持ち物に関するルールを学活で学年の生徒全員に考えさせ、班ごとに提案を提出させて再度実行委員会で持ち物のルールについて検討を行った。例えば、“お菓子は時間を決めて食べる”や“アメやガムは禁止”、“ドライヤーは部屋に1つ”など生徒側から意外なほ

ど厳しい意見がでてきて、その理由については“お菓子の食べすぎて宿泊先の食事を残すことは失礼だから”“アメやガムは時間外に違反して食べる可能性が高いから”“ドライヤーの数が多いと停電の可能性があるから”などと細かい状況まで考え、学年の生徒全員が納得いくような理由とともにルールを考えることができた。

最も話し合いが白熱したのは小遣いについてである。中学生が修学旅行に持っていくべき妥当な金額について数千～一万円まで幅広い意見と、その金額を設定した理由が多数挙げられた。また、小遣いを使ってもよい場所についての検討も実行委員会の中で行われ、当初要項上では宿泊先の土産屋のみだったのだが、実行委員会で“宿泊先の自動販売機・売店の利用”や“帰りのパーキングエリアでの土産屋の利用”についても“時間の徹底やマナーの厳守”などのルールを定めることによって新たに加えられるようになった。また、違反した場合のペナルティとして“一定期間お菓子を食べることを禁止する”といったルールを加えている点が興味深い。

こうした生徒たちのルールづくりの過程は修学旅行の保護者説明会においても公開し、生徒たちはどのような議論を積み重ねてきたのか、さらに合意に至ったルールはどのようなものなのかということを保護者に示している。保護者からも「子どもたち自らがつくったルール」ということで、子どもの自治的な取組に対して協力しようという姿勢が強くみられ、これが生徒のさらなる規範意識の向上に結びついているといえる。

このように生徒たちは自分たちの代表を通じてルールづくりの過程に関わり自治活動を行っているという意識が高いため、ルールを守ろうとする意志が極めて強い。これは、ルール違反した際のペナルティ自体も自分たちで決めたものであり、成文化されて修学旅行のしおりに記載されており、明確に示されているという点も影響しているのだろう。教員が勝手に決めたルールを押しつけ、違反したらその時の気分で罰則が変わるようでは規範意識は育たない。学習指導要領解説には、このような活動の充実を図ることによって「生徒の規範意識が高まり、社会性が育成されていく」と明記されているが、まさしくその通りなのである。

4 特別活動から横断的な広がりへ

特別活動ではこのような実践以外にもあらゆる可能性を秘めている。先にも述べたように、学級活動・生徒会活動・学校行事などあらゆる場面で、生徒が主体的に責任をもって集団で活動する場面があるため、自らが関わりながらつくったルールを通して社会の中で求められる権利と義務の関係や責任について学ばせることができる領域といえる。すなわち「～をするためには、みんなで～を守らなければならない」といった考え方で、こういった考え方が特別活動を通して学校教育活動のあらゆる面において根付いていき、実践的な力を育む効果が期待できる。

最も重要な点は、このルールづくりの実践を通して関わった教職員に法教育の存在を知ってもらえるということである。社会科教員が社会科の授業内で法教育の実践を行っているだけでは横への広がりは期待できないが、特別活動というほとんどの教職員が関わる領域を通してならば、自然な形で法教育の意義を理解してもらうことができるだろう。これによって教務主任や研究主任といった分掌の教員と連携をとれば、今まで社会科の年間授業時間内で確保することが困難であった法教育の出前講座やディスカッションの時間などいわゆる「活用」の部分を、教育課程上における「総合的な学習の時間」の「法教育」として位置付けることで、授業時間を十分に確保することも場合によっては可能になる。さらには道徳主任との連携による「法やきまり」（学習指導要領「道徳」内容項目4－(1)）についての道徳の授業の展開や、家庭科担当教員と共同で教材やカリキュラムの作成を行い「消費者の権利」の授業をチーム・ティーチングで実施するなど、他教科や領域への広がりも十分に期待できる。

5 研修を活用した法教育の普及

特別活動を通じた法教育の実践についてより多くの教職員に理解してもらうためには、各都道府県がもつ公的な教育センターや研修施設、教育研究会への働きかけが必要不可欠である。特別活動に関する研修は、公的な教育センターにおいて年間にいくつも実施されており、これらの機関に働きかけて法教育という側面からの研修を実施すれば社会科教員だけでなく、特別活動という「ハブ機能」をもつ領域によって学校教育のあらゆる場面に法教育の考え方が広まることになる。そもそもルールづくりのような実践は特別活動

の中で多くの学校が取り組んできているが、このような活動を法教育という視点で再度とらえ直す機会としての研修や法教育と特別活動をリンクさせた実践の広報活動は不十分であり、必要不可欠である。近年この教育センターは、指導主事やベテラン教員による独自の講座だけでなく幅広い人材を活用した講座の開設に取り組んでおり、企業連携なども行っている。そのため、法教育推進協議会の一員を講師に招いた「特別活動における法教育実践」といった内容の講座があっても不思議がないくらいである。先に述べた通り、法教育の考え方は学習指導要領に明記されている特別活動のねらいと完全に合致するため、むしろ歓迎されるのではないだろうか。講座を受講した教職員が自分の勤務する学校の校内研修において伝達講習を行えば波及効果も期待できる。法教育の校内研修をするとなると時間の確保が難しいが、特別活動という領域の校内研修の中で先に述べた法教育実践の伝達講習を実施することは比較的容易なため現実味もある。また、公的な教育研究会（中学校の場合は中学校教育研究会）において、特別活動の地域部長が各中学校の特別活動主任に伝達講習を行うといった手立てもあるだろう。さらに、教育センターはホームページ上に授業例や指導案だけでなくワークシートに至るまでアップロードし、教材として活用してもらうよう働きかけている。若い教職員ほど授業実践に悩んでこのようなホームページを活用する機会が多く、新しいことに挑戦していこうとするモチベーションが高いため、法教育の教材がこのような場所に掲載されていれば若手を中心に法教育の普及・実践が広がっていく可能性が高いと考えられる。今後さらなる法教育の普及を実現するためには公的な教育センターや教育研究会との連携は欠かせない。

5 まとめ

本稿の提言は社会科における法教育普及の継続を前提に、特別活動の実践を通じた法教育普及のアプローチという立場で論じてきた。より多くの教職員が関わる特別活動による横断的な波及効果や、ルールづくりの取組による法教育理論の実践的な「活用」に重きを置いている。このような実践は日常生活における「法の支配」の意義を多くの子どもたちに理解させることにつながり、民主的な社会の形成に寄与するだろう。そのためにも以上述べてきた実践のさらなる工夫改善を図りたい。